

黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

1 財産処分の経緯・提案理由

令和 7 年度末でごみ処理場の共同処理を終了する黒石地区清掃施設組合において、旧し尿処理施設の土地及び建物（平成 28 年 3 月 31 日付でし尿処理施設を用途廃止）を令和 7 年 4 月に処分することとしており、この財産処分については、地方自治法第 289 条の規定により関係地方公共団体の協議により定めることとされ、同法第 290 条の規定により当該協議は、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされていることから、当該財産を処分することについて令和 7 年第 1 回市議会定例会に提案するものである。

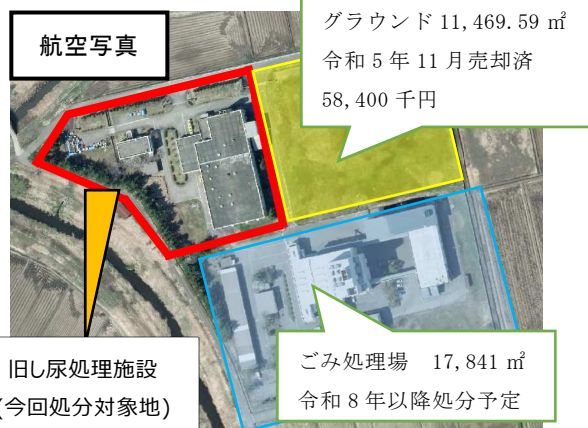
2 処分する財産(旧し尿処理場)の概要

土地（地籍合計：10,437.40㎡）

所在地	地目	地積
黒石市大字竹鼻字南野田62番6、62番9	宅地	10,183.40㎡
黒石市大字竹鼻字南野田62番7	用悪水路	254.00㎡

建物（延床面積合計：3,230.529㎡）

名称	構造等	延床面積
旧し尿処理施設 管理棟	鉄筋コンクリート造	386.257㎡
旧し尿処理施設 し尿処理棟	鉄筋コンクリート造	2,797.675㎡
旧し尿処理施設 洗車場用器具庫	鉄筋コンクリート造	2.722㎡
旧し尿処理施設 車庫	鉄骨造	43.875㎡



グラウンド 11,469.59㎡
令和 5 年 11 月売却済
58,400 千円

ごみ処理場 17,841㎡
令和 8 年以降処分予定

3 財産処分

処分の相手方 弘前市大字神田五丁目 4 番地 5
株式会社青南商事 代表取締役 安東 元吉

処分の方法 無償譲渡

譲渡の理由 黒石地区清掃施設組合環境管理センターの利活用に関する条件付き公募型プロポーザルの優先交渉権者である相手方に譲渡することにより、プラスチック資源循環システムの構築に資するとともに、加入市町村が将来負担すべき建物の解体に伴う財政負担が軽減されるため、当該財産を無償で譲渡するものである。